

令和

7年度

市民税の申告書

神戸市長 宛  
提出 年 月 日

受付日 17 20 受付 21 区 22 23 整理番号 24 31  
J GS09AA カナ氏名 32 46  
F GS09-1  
生 年 月 日 47 53  
資料 非免減 徴収 実額 税通 翌不 54 7 55 56 57 58 59  
純 繰 越 損 失 60 70



添付資料		受付・入力	精査
有	無		
S有	S無		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

現住所 フリガナ  
氏名  
令和7年1月1日の住所  同上 職業 屋号 雅号 世帯主氏名 世帯主との続柄  
給与の支払者等 (電話番号) ( ) 生年月日 電話番号 自宅 携帯  
個人番号 (マイナンバー) 令和7年1月1日に、神戸市に住民票のない方のみ、ご記入ください。 番号確認  済  未 本人確認  済  未

備考欄 (代筆時は代筆者・続柄を記入)

※ 控除の内容は裏面に記入してください

1 令和6年中の収入金額		収入金額	必要経費
事業	① 営業等	円	円
	② 農業	円	円
	③ 不動産	円	円
	④ 利子	円	
	⑤ 配当	円	円
	⑥ 給与	円	給与所得・年金所得のいずれもある場合又は給与収入が850万円超の場合で条件に該当する方は☑してください。 ※詳細は別紙「令和7年度の市民税・県民税(住民税)の計算方法と森林環境税」を確認してください。
雑	⑦ 公的年金等	円	所得金額調整控除を適用 <input type="checkbox"/>
	⑧ その他	円	円
譲渡	⑨ 短期・長期	円	円
	⑩ 一時	円	円

処理欄につき、これより右側には記載しないでください。

83	営業	91
92	農業	100
101	不動産	109
110	利子	118
119	120	配当 128
129	給与収入	137
138	給与所得	146
147	年金収入	155
156	その他雑	164
165	雑	173
174	譲渡・一時	182
183	合計	191

(作成税理士)

2 納付方法 給与収入がある方で、給与収入以外の収入に係る市民税・県民税について希望する納付方法に☑してください。  
 1. 給与から引落し (特別徴収) ※65歳以上の方の公的年金等に係る市民税・県民税は、公的年金等からの引落しです。  
 2. 自分で納める (普通徴収)

3 給与の明細

月別	月給 円	月別	月給 円
1月		7月	
2月		8月	
3月		9月	
4月		10月	
5月		11月	
6月		12月	
賞与(ボーナス)等			円
合 計			円

4 収入がなかった方 上記収入なし  (左に☑した方は、下記の1~4の項目にも)☑してください。  
1  仕送り又は扶養されていた。仕送り又は扶養していた人の(氏名) (住所) (続柄)  
2  遺族年金、 傷病手当、 障害年金等を受給していた。  
3  雇用保険を受給していた。(受給期間) 年 月 日 ~ 年 月 日  
4  貯蓄  生活保護  児童扶養手当  その他( )

5 所得から差し引かれる金額	⑫ 雑損控除	損害金額 円	補てんされる金額 円	うち災害関連支出金額 円	
	⑬ 医療費控除	支払った医療費又は対象のOTC医薬品購入費 円		補てんされる金額 円	
		セルフメディケーション税制を選択 <input type="checkbox"/>			
	⑭ 社会保険料控除	国民健康保険料 円	後期高齢者医療保険料 円	国民年金保険料 円	
		介護保険料 円	源泉徴収票記載社会保険料 円		
	⑮ 小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の合計額 円			
	⑯ 生命保険料控除	新生命保険料の合計 円	旧生命保険料の合計 円		
新個人年金保険料の合計 円		旧個人年金保険料の合計 円	介護医療保険料の合計 円		
⑰ 地震保険料控除	支払った保険料の合計 円		うち長期損害保険料 円		

⑱ あなたが該当する事項を○で囲み、☑してください。

特別障害者 普通障害者 身体( )級 精神( )級 療育( ) 交付日( )有効期限( )	認定(特・普) 婚姻後 寡婦 → <input type="checkbox"/> 離別 ※扶養親族有に限る <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 ひとり親 ※総所得金額等が48万円以下の生計同一の子有に限る	勤労学生 (学校名) 未成年者 平成19年1月3日以降生まれの人
---	---	-------------------------------------

⑲ 配偶者(控除対象配偶者/同一生計配偶者/配偶者特別控除の対象者)

フリガナ氏名	障害者控除 療育( )級 精神( )級 認定(特・普) 身体( )級 精神( )級 療育( ) 交付日( )有効期限( )	住所 (別居の場合) <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日 明・大昭・平・西曆	給与収入額 円	年金収入額 円
個人番号(マイナンバー)	令和7年1月1日に、神戸市に住民票のない方のみ、ご記入ください。	291 302

⑳ 扶養親族(配偶者以外) 生計同一の合計所得金額が48万円以下の方

フリガナ氏名	明・大昭 平・令・西曆	障害者控除 身体( )級 精神( )級 療育( ) 交付日( )有効期限( )	認定(特・普)
個人番号(マイナンバー)	令和7年1月1日に、神戸市に住民票のない方のみ、ご記入ください。	328	339
フリガナ氏名	明・大昭 平・令・西曆	障害者控除 身体( )級 精神( )級 療育( ) 交付日( )有効期限( )	認定(特・普)
個人番号(マイナンバー)	令和7年1月1日に、神戸市に住民票のない方のみ、ご記入ください。	340	351
フリガナ氏名	明・大昭 平・令・西曆	障害者控除 身体( )級 精神( )級 療育( ) 交付日( )有効期限( )	認定(特・普)
個人番号(マイナンバー)	令和7年1月1日に、神戸市に住民票のない方のみ、ご記入ください。	352	363
フリガナ氏名	明・大昭 平・令・西曆	障害者控除 身体( )級 精神( )級 療育( ) 交付日( )有効期限( )	認定(特・普)
個人番号(マイナンバー)	令和7年1月1日に、神戸市に住民票のない方のみ、ご記入ください。	364	375

㉑ 税額控除

住宅借入金等特別税額控除	居住開始年月日(平・令) 特 住宅借入金等特別控除可能額 円	寄附金税額控除	都道府県・市町村又は特別区に対する寄附金(ワンストップ特例分を含む) 円 兵庫県共同募金会、日本赤十字社兵庫県支部に対する寄附金 円
配当割額控除	円	寄附金税額控除	神戸市 円 条例指定分 兵庫県 円
株式等譲渡所得割額控除	円		

処理欄につき、これより右側には記載しないであらう。

192	雑損控除	200
201	医療費控除	208
209	社保料控除	215
216	小規模	222
223	新生命保険	231
232	旧生命保険	240
241	新個人年金	249
250	旧個人年金	258
259	介護医療保険	267
268	生保料合計	277
278	地保料合計	284
285	長期	290
303	配偶者所得	311
312	本人	313 同特入
314	扶特入	315 扶普入
316	障害者 寡学	
317	控配	318 老控配
319	特定人	320
321	同老人	322 老人
323	他扶人	324
325	未成年	326 年少人
327		328 専配
329		330 専他
331	専従者控除	332
333	住口	334
335	税率	336
337	寄附金(市県)	338
339	ふるさと寄附金	340
341	市条例指定	342
343	県条例指定	344
345	配当割	346
347	株譲割	348

		科 目		金 額				科 目		金 額	
7 事業所得の計算書	収入金額	売上(収入)金額	①	円	経費	水道光熱費	㊤	円			
		家事消費	②	円		旅費交通費	㊦	円			
		その他の収入	③	円		通信費	㊧	円			
		小計(①+②+③) (一面の収入金額欄に該当)	④	円		損害保険料	㊨	円			
	売上原価	期首商品(製品)棚卸高	⑤	円		修繕費	㊩	円			
		仕入金額	⑥	円		消耗品費	㊪	円			
		期末商品(製品)棚卸高	⑦	円			㊫	円			
		差引原価(⑤+⑥-⑦)	⑧	円			㊬	円			
	経費	給料賃金	㊰	円			㊭	円			
		減価償却費	㊱	円		雑費	㊮	円			
		地代家賃	㊲	円		経費計(㊰~㊮)	⑩	円			
		利子割引料	㊳	円		専従者控除	⑪	円			
租税公課		㊴	円	必要経費(⑧+⑩+⑪) (一面の必要経費欄に該当)	⑫	円					
荷造運賃		㊵	円	所得金額(④-⑫)		円					

8 事業専従者		氏名	続柄	生年月日	住所	控除額	従事月数
専従者控除を適用した場合に記入してください。	1			大・昭 平・西暦		円	月
		個人番号 (マイナンバー)※				青色申告の承認	有・無
※個人番号は、令和7年1月1日に、神戸市に住民票のない方のみ記入	2			大・昭 平・西暦		円	月
		個人番号 (マイナンバー)※				青色申告の承認	有・無

### 9 事業税に関する事項

非課税所得・旧非課税事業の所得等	円	損益通算の特例適用前の不動産所得	円	事業用資産の譲渡損失等	円	資産の種類	損失額・被災損失額(白)	円
開廃業年月日	年 月 日開・廃	事業所所在地						

10 分離譲渡所得・山林所得・退職所得		種 目	① 収入金額	② 必要経費	所得金額(①-②)	繰越損失額	
		先物取引	円	円	円	円	
		一般株式等の譲渡	円	円	円	円	
		上場株式等の譲渡等	円	円	円	円	
		上場株式等の配当等	円	円	円	円	
		① 収入金額	② 必要経費	③ 差引金額(①-②)	④ 特別控除額	所得金額(③-④)	
短期譲渡	一般分	円	円	円	円	円	
	軽減分	円	円	円	円	円	
長期譲渡	一般分	円	円	円	円	円	
	特定分	円	円	円	円	円	
	軽減分	円	円	円	円	円	
山林		① 収入金額	② 必要経費	③ 差引金額(①-②)	④ 特別控除額	所得金額(③-④)	
		円	円	円	円	円	
退職		① 収入金額	勤続年数	普通・障害の別	② 退職所得控除額	③ 差引金額(①-②)	所得金額(③×1/2)
		円	年 ヶ月	普通・障害	円	円	円
				特例適用条文			

区	整理番号								
カナ氏名									

- ☆ 申告期限は 令和7年3月17日(月)です。
- ☆ 申告書は 郵送/インターネット(※)/窓口で  
※収入も控除もない方のみ

申告の相談や疑問にお答えします。

**問い合わせ** 神戸市 市県民税申告コールセンター  
TEL 078-600-0627  
令和7年1月24日(金)～3月24日(月)  
午前9時～午後5時(土・日・祝を除く)

- ☆ 申告窓口ごとに受付の期間・時間が異なります。  
【窓口受付時間】※土・日・祝は開設していません  
午前9時～11時30分、午後1時～5時  
(北神区文化センターは午後4時で終了)

予約不要の申告窓口	期 間
新長田合同庁舎 3階 所在地：長田区二葉町5丁目1-32	2/3(月)～3/17(月)

証券税制の制度利用のご相談は、新長田合同庁舎窓口にお越しください。

- ☆ 各区の窓口は、事前予約のうえご来庁ください。

予約制の申告窓口	期 間
東灘区役所 3階 所在地：東灘区住吉東町5丁目2番1号	3/4(火)～3/7(金)
灘区役所 1階 所在地：灘区桜口町4丁目2番1号	2/12(水)～2/14(金)
中央区役所 8階 所在地：中央区東町115番地	2/12(水)～2/14(金)
兵庫区役所 2階 所在地：兵庫区荒田町1丁目21番1号	2/19(水)～2/21(金)
北須磨支所 5階 所在地：須磨区中落合2丁目2-6	2/4(火)～2/6(木)
垂水区役所 1階 所在地：垂水区日向1丁目5番1号	2/18(火)～2/26(水)
北区役所 5階 所在地：北区鈴蘭台北町1丁目9番1号	2/26(水)～3/3(月)
北神区文化センター 2階 所在地：北区藤原台中町1-3-1	2/4(火)～2/6(木)
西区役所 2階 所在地：西区糀台5丁目4番地の1	3/5(水)～3/10(月)

長田/須磨/北神の区役所では会場を設置していません。

- ☆ 申告窓口の予約はインターネットで  
1月30日(木)午前9時から予約受付を開始します。

 神戸市 市民税申告 予約



詳細は別紙 申告の手引き(3ページ)をご確認ください。  
市県民税申告コールセンターでは、電話で予約を受け付けます。

問  
合  
せ  
先

郵便番号

電話 078( )

## 添付資料について

給与の源泉徴収票や社会保険料の控除証明書等は、**のりやテープ等で貼り付けずに** 市民税・県民税申告書と併せて提出してください。添付資料は、返送できませんので、必要な方はコピーを提出してください。

(添付資料がない場合もこの用紙を提出してください。)

★添付資料の詳細は別紙「令和7年度市民税・県民税(住民税)の申告の手引き(4ページ)」をご確認ください。

市民税・県民税申告書と併せて提出したものにしてください。

- 収入や必要経費がわかるもの  
例：源泉徴収票のコピー 又は 給与明細書のコピー等
- 医療費控除の明細書(領収書では控除を適用できません)
- 社会保険料の控除証明書
- 生命保険料の控除証明書
- 地震保険料の控除証明書
- 寄附金の受領書
- 障害者手帳のコピー 又は 障害者控除対象者認定書
- 学生証のコピー 又は 在学証明書
- その他

申告書の控えが必要な方は、下記にのうえ、宛先を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

- 市民税・県民税申告書の控えの返送を希望します

※ 切手・返信用封筒がない場合、返送できません。

※ 添付書類は返送できません。  
必要な方は、コピーを提出してください。